

市営墓地使用者の皆さまへ

市営墓地の使用内容に異動があった場合は、次のような手続き等が必要です。

手続きや届出の際は、お手元の「市営墓地使用許可証」をご提出願います。

異 動 の 内 容	必 要 な 手 続 き	手 続
① 墓地使用者が亡くなった	使用権承継申請	【A】
② 墓地使用者の名義を変更したい	使用権承継申請	
③ 使用区画に遺骨等を埋葬したい	埋葬届出書	【B】
④ 改葬を行いたい	(生活環境課へご相談ください) 埋葬証明書の作成 埋(改)葬・分骨届出書の作成 改葬許可申請書の作成 改葬許可証の交付	【C】
⑤ 市営墓地から他の墓地に遺骨等を分骨したい	分骨届出	【D】
⑥ 墓石等の設置・改修を行う場合	一時使用許可申請	【E】
⑦ 市に使用区画を返還したい場合	市営墓地使用場所返還届	【F】
⑧ 住所・本籍が変わった(転入・転出・転居)	住所変更届	【G】

◎遠方の方は、郵送による届け出も可能です。郵送の場合は、内容により、

お伝えすることがありますので、事前に下記まで、お問い合わせ願います。

問い合わせ先 [南相馬市 生活環境課 環境保全係 0244-24-5231]

手続き内容

手続[A] (使用権承継申請)

申請できる者	① 親族 ② 縁故者で祭祀を主宰する者
申請に必要な書類	① 市営墓地使用許可証 ② 承継者（申請者）の住民票抄本（本籍地が記載あるもの） ③ 承継者（申請者）の戸籍謄本 ④ 前使用者の戸籍（除籍）謄本、または 埋葬許可証 ⑤ 許可証書換手数料（200 円） ⑥ その他（場合により前使用者との関係性が明らかな戸籍謄本等） 前使用者が生存している場合は上記のほかに ⑦ 実印 ⑧ 印鑑登録証明書 が必要です。

※親族とは 一 六親等内の血族 、 二 配偶者
三 三親等内の婚族 をいいます（民法第 725 条）

手続[B] (埋葬届出)

申請できる者	① 使用者
申請に必要な書類	① 市営墓地使用許可証 ② 埋火葬許可証（死亡日に交付を受けたもの） ※ 紛失した場合は、死亡届を出した市町村へ再発行依頼 または、戸籍（除籍）謄本 ③ 「市営墓地埋（改）葬・分骨届出書」 ④ 認印（シャチハタ以外）

手続[C] (改葬)

申請できる者	① 使用者
申請に必要な書類	① 市営墓地使用許可証 ② 「埋葬証明書」 「市営墓地埋 (改) 葬・分骨届出書」 ③ 改葬許可申請書 ④ 認印 (シャチハタ以外)

手続[D] (分骨届出)

申請できる者	① 使用者
申請に必要な書類	① 市営墓地使用許可証 ② 「埋葬証明書」 「市営墓地埋 (改) 葬・分骨届出書」 ③ 改葬許可申請書 ④ 認印 (シャチハタ以外)

「改葬」と「分骨」の違い

「改葬」・・・埋葬した遺骨等を他の墓地や永代供養墓等に移すこと

「分骨」・・・埋葬した遺骨等の一部を他の墓地等に移すこと

手続[E] (一時使用許可申請)

申請できる者	① 使用者
申請に必要な書類	① 市営墓地一時使用許可申請書 ② 認印 (シャチハタ以外)

手続[F]（使用場所返還届出）

申請できる者	① 使用者
申請に必要な書類	① <u>印鑑登録証明書</u> ② 市営墓地使用許可証 ③ 市営墓地使用場所返還届出書 ④ 市営墓地一時使用許可申請書（墓石等の撤去等がある場合） ⑤ <u>実印（登録されているもの）</u>

手続[G]（住所等変更届）

申請できる者	① 使用者
申請に必要な書類	① 市営墓地使用者住所等変更届出書 ② 住民票または身分証明書（運転免許証等）の写し ③ 認印（シャチハタ以外）

◎市営墓地のご利用について

- （1）墓地区画の使用にあたっては、隣接する使用者等に迷惑をかけないように、除草など維持管理に努めてください。
- （2）墓参の供物等を放置するとカラス等の糞や残物により、墓地が汚れてしまうため、速やかに後片付けをお願いします。
- （3）墓の花さしや茶碗等については、盗難等防止のため「〇〇家」と記入してください。